

2018年7月12日

各位

オンワード商事株式会社
代表取締役社長 田村 保治

公正取引委員会からの排除措置命令について

当社は、2018年7月12日付にて、全日本空輸株式会社が発注する制服の取引に関して、公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令を受けました。

このような事態となり、お客様、お取引様をはじめ関係者の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、この度の命令を厳粛に受け止め、今後、より一層のコンプライアンス体制の強化を図り、下記のとおり再発の防止の徹底に努めてまいります。

1. 排除措置命令の概要

全日本空輸株式会社が発注する制服の取引に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為があったとして、違反行為を取り止めていることを確認し、今後、同様の行為が行われぬよう必要な措置を講ずること等を命じられました。

2. 再発防止策の概要

(1) 独占禁止法遵守に関する社内ルール等の整備

社内調査を実施し、外部専門家の意見も踏まえて独占禁止法の遵守に関する社内ルール・再発防止策を策定し、実効的な運用を図るものといたします。

(2) 独占禁止法に関する教育の強化充実

役員ならびに従業員を対象として、独占禁止法に関する教育プログラムを策定し、研修会等を開催してその徹底を図るものといたします。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

オンワード商事株式会社
管理部 総務人財課
電話 03-5226-1333